

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成31年4月5日
事業者の氏名又は名称	有限会社浅野運送(法人番号7470002009309)(代表者 漆原英敏)
事業者の所在地	香川県高松市香川町大字大野48-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県高松市香川町大字大野48-1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(20日車)
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項
違反行為の概要	<p>平成31年1月16日、労働局と合同で監査を実施したところ、1件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p>
当該違反点数(営業所)	2点
違反点数(事業者)	2点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成31年4月17日
事業者の氏名又は名称	今野急送有限会社(法人番号4490002008187)(代表者 今野典夫)
事業者の所在地	高知県四万十市生ノ川12-1
営業所の名称	本店営業所
営業所の所在地	高知県四万十市生ノ川12-1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第9条第1項、第17条第1項、第4項
違反行為の概要	<p>平成31年2月7日、2月8日、死亡事故を端緒として監査を実施したところ、3件の違反が確認された。</p> <p>(1)自動車車庫の位置及び収容能力に係る事業計画変更認可を受けていなかったこと(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)</p> <p>(2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(3)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p>
当該違反点数(営業所)	2点
違反点数(事業者)	2点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	平成31年4月22日
事業者の氏名又は名称	有限会社明浜運送(法人番号8500002012431)(代表者 高間登)
事業者の所在地	愛媛県西予市明浜町宮野浦甲1693-3
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県西予市明浜町宮野浦甲1693-3
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(20日車)
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第3項
違反行為の概要	平成31年2月27日、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 (1)過積載による運送の引き受けを行っていたこと(貨物自動車運送事業法第17条第3項)
当該違反点数(営業所)	2点
違反点数(事業者)	2点

※ 違反行為の概要において、「安全規則」とは貨物自動車運送事業輸送安全規則のことをいいます。

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。